

障害福祉サービス等経営実態調査の 見直しに係る論点等（案）

障害福祉サービス等経営実態調査に係る指摘等

○ 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(平成27年2月12日)(抄)

- ・ 経営実態調査について、施設・事業所の経営の実態をよりの確に把握できるように見直すことや、有効回答率を上げる努力が必要ではないか。

○ 大臣折衝事項(平成27年1月11日)(抄)

なお、次回の障害福祉サービス等料金改定(障害福祉サービス等報酬改定)に向けては、「障害福祉サービス等経営実態調査」の客体数を十分に確保するとともに、サービス毎の収支差その他経営実態について、より客観性・透明性の高い手法により、地域・規模別の状況も含め網羅的に把握できるように速やかに所要の改善措置を講じ、平成29年度に実施する「障害福祉サービス等経営実態調査」において確実に反映させる。また、地方自治体の協力を得ること等を通じ、より具体的な現場の経営実態を把握する。その上で、次回の改定においては、これらにより把握された経営実態等を踏まえ、きめ細かい改定を適切に行う。

経営実態調査の見直しに係る論点

論点1 複数年のデータ把握

現 状	障害福祉サービス等経営実態調査については、報酬改定前年度(1年分)の収支等の状況を調査。
論 点	<ul style="list-style-type: none">○ 医療経済実態調査と同様に、同一事業所の複数年の収支を把握することについて、どう考えるか。○ 複数年の収支等の状況を把握する場合、集計・分析項目が増加することから、記入者負担が増えるとともに、集計・分析がこれまでより遅くなり、報酬改定の議論の時期に影響を及ぼす恐れがあることについて、どう考えるか。○ このため、比較的余裕のある改定前々年度(28年度)に実施する処遇状況等調査(事業活動収支等)において、データを把握することが考えられる。 実際の報酬改定の検討スケジュールを踏まえた具体案として、どのような対応が考えられるか。(4頁「調査のイメージ(案)」を参照)



<p>第1回検討会での 主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬改定前後の収支状況を同一事業所で把握することで、切れ目なく継続的に影響を確認することができる。 ・ 何らかの方法で連続的に収支を把握していくことは必要。 ・ 処遇状況等調査の結果が報酬改定の際に参考となることについて、関係団体等に周知すべきではないか。
--------------------------	--



<p>対応案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>報酬改定前後の収支を比較することにより改定の影響を把握する観点から、処遇状況等調査で報酬改定前後の2年分のデータを把握することとしてはどうか。</u> ◆ <u>その際、回答率や記入者負担等に鑑み、処遇状況等調査の調査客体と経営実態調査の調査客体を一致させることまでは行わないこととしてはどうか。</u> ◆ また、当該調査の結果が、次期改定の参考資料となることについて、地方自治体や関係団体等を通じて、十分に周知することとしてはどうか。
------------	--

調査のイメージ(案)

調査名	平成26年度 (改定前年)	平成27年度 (改定後1年目)	平成28年度 (改定後2年目)	平成29年度 (改定後3年目)
平成28年度 処遇状況等調査	<p>改定前後2年分のデータを把握</p> <pre> graph TD A[改定前後2年分のデータを把握] --> B[平成26年度決算] A --> C[平成27年度決算] B --> D[調査] C --> D D --> E((集計)) </pre>		<pre> graph TD D[調査] --> E((集計)) </pre>	
平成29年 経営実態調査			<p>改定後2年目のデータを把握</p> <pre> graph TD A[改定後2年目のデータを把握] --> B[平成28年度決算] B --> C[調査] C --> D((集計)) </pre>	<pre> graph TD C[調査] --> D((集計)) </pre>

論点2 法人単位での収支等の実態把握

論点3 財務諸表の活用

現 状	<p>【論点2】</p> <p>サービスごとの収支等を調査対象としている。</p> <p>※ サービスごとに要する費用等の実態を明らかにするため、サービスごと収支等の状況を把握。</p> <p>【論点3】</p> <p>経営実態調査は、サービスごとの収支等を調査対象としているため、事業活動計算書(P/L)に係るデータを把握しており、その他の財務諸表によるデータ収集は行っていない。</p>
論 点 (次頁へ続く)	<p>【論点2】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 報酬はサービスごとに設定されるため、経営実態調査もサービスごととしているが、法人全体の状況を把握することについて、どう考えるか。○ 障害福祉サービス事業全体の収支差率を把握したとして、どのような活用の仕方が考えられるか。○ 本部会計への繰入(法人本部に帰属する役員報酬等)について、現行では実額を費用に計上しているが、この取扱いについて、どう考えるか。

<p>論 点 (前頁より続く)</p>	<p>【論点3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務諸表(資金収支計算書(C/S)、事業活動計算書(P/L)、貸借対照表(B/S))の活用の在り方について、どう考えるか。 ○ キャッシュフローの状況、内部留保や借入金の状況把握とデータの具体的な活用方策等について、どう考えるか。(報酬改定で勘案する必要性、記入者負担の増加による有効回答率低下のリスク等)
-------------------------	--



<p>第1回検討会での主な意見 (次頁へ続く)</p>	<p>【論点2について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人単位での把握は重要であるが、別の調査で行うか、地方自治体に届け出られた法人の決算書等を活用すればよいのではないか。 ・ 利用者が少ない地方などは障害サービスと介護サービスを一緒に提供するなど様々なケースがあるため、法人単位での収支の把握は、報酬改定の議論においては適切ではない。 ・ 役員報酬については、社会福祉法人は事業所レベルで黒字の場合に、その範囲で本部繰入が可能とされているが、株式会社などは共通経費として整理され、黒字、赤字を問わず本部繰入が可能であり、取扱いが異なっている。これは会計基準の仕組みに関する問題であり、ここで議論することではない。
---------------------------------	--

第1回検討会での
主な意見
(前頁より続く)

【論点3について】

- ・ 財務諸表で数字が取れるのであれば、何か見えるのかも知れないが、この調査でどのように活用するかはまた 別問題である。
- ・ 経営状況を包括的に見るという意味では、財務諸表による把握も必要だが、本調査の目的からすれば、ファイナンスや財務状態の問題はプライオリティが低い。
- ・ 経営実態調査は収支状況を把握するのが目的だが、現場では、それだけでは見えない苦しさがあると思う。その辺りが財務諸表で測れるのであれば活用するのもいいと思う。



対応案	<ul style="list-style-type: none">◆ <u>報酬はサービスごとに設定されていることから、従来どおり、サービス単位の調査とすることとしてはどうか。</u>◆ <u>また、新たにキャッシュフローを把握することとしてはどうか。</u>◆ その際、障害福祉サービスについては、社会福祉法人、営利法人、NPO法人など多様な経営主体が担い手となっており、<ul style="list-style-type: none">・ 全ての法人が、必ずしもキャッシュフロー計算書を作成していないことが見込まれること・ 記入者負担の増加が見込まれること等から、従来の調査で把握可能な調査項目に加え、<u>必要最低限の調査項目を追加することにより、簡易なキャッシュフローを把握することとしてはどうか。</u>
-----	--

簡易なキャッシュフロー(イメージ)

- 当期の税引後収支差額と減価償却費で借入金の返済が可能であるか把握する。

税引後収支差額

+

減価償却費

長期借入金返済支出

既存の調査項目

新たな調査項目

論点4 サービス間の費用按分の取扱い等

現 状	<ul style="list-style-type: none">○ 収入については、家賃等を含んで調査しているが、収支差率の算定に当たっては、調査対象サービスに係る収入項目のみを活用している。○ 他の障害福祉サービス等との費用按分については、延べ利用者数や専有面積、収入比率等の割合により按分している。○ 報酬設定に当たっては、税控除前の収支差率を用いている。○ 収支差率を計算するに当たり、収入と支出から国庫補助金等特別積立金取崩額を控除している。
論 点	<ul style="list-style-type: none">○ 現行の費用按分の方法の妥当性について、どう考えるか。○ 税制上の取扱い(課税・非課税)や国庫補助金等特別積立金取崩額の取扱いについて、どう考えるか。



第1回検討会での
主な意見

- ・ 社会福祉法人については、会計基準の基準別紙4で、サービス区分別に増減差額までとっているため、きちんと会計が行われていれば、本調査においては、そのまま活用できるのではないか。
- ・ 報酬制度が経営の安定性を保障しているかを確認する上では、税負担までを考慮すべきではなく、本調査において 税引き後のデータで考えるのはむしろ筋違いではないか。
- ・ 国庫補助金等特別積立金取崩額は、新会計基準では減価償却費と同様、費用に計上されるため、自然体で処理すればよいのではないか。
- ・ 按分方法については、基準どおりに行うことでよいと思うが、どう按分したかについては公表すべきではないか。
- ・ 按分方法については、新会計基準となったことも踏まえ、統一的な方法を示すことなどの検討をすべき。



対応案

- ◆ 複数サービス間の費用按分については、社会福祉法人新会計基準の規定を準用し、従来どおり、国において統一した考え方に基づき行うこととし、その方法について、調査結果の公表の際に具体的に示すこととしてはどうか。
- ◆ 税引き前・税引き後の取扱いについては、
 - ・ 経営実態調査が、報酬収入等がサービスに要する費用をカバーできているかを把握するための調査であること
 - ・ 課税・非課税の問題については、本来税制サイドにおいて考慮すべきものであることから、引き続き、現行の取扱いのとおりとしてはどうか。
- ◆ 国庫補助金等特別積立金取崩額については、実際に収益と費用で現金の移動があるわけではないため、収支差率の算出方法に関しては、現行の取扱いのとおりとしつつ、新会計基準における取扱いも踏まえ、国庫補助金等特別積立金取崩額の項目を「事業活動収入」から「事業活動支出」に移行(この場合、費用にマイナス計上される)してはどうか。
※調査結果の集計イメージ(15頁参照)

種 類	想定される勘定項目	配 分 方 法
減価償却費	・建物、構築物等に係る減価償却費	建物床面積割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により配分)
	・車両運搬具、機械及び装置等に係る減価償却費	使用高割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により配分)
	・その他の有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費	延利用者数割合により配分。
徴収不能額	・徴収不能額	各事業の個別発生金額により区分。 (困難な場合は、各事業別収入割合により配分)
徴収不能引当金繰入	・徴収不能引当金繰入	事業ごとの債権金額に引当率を乗じた金額に基づき区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により配分)
支払利息(支出)	・支払利息(支出)	事業借入目的の借入金に対する期末残高割合により区分。 (困難な場合は、次の方法により配分) ・借入金が主として土地建物の取得の場合は建物床面積割合 ・それ以外は、延利用者数割合

障害福祉サービス等経営実態調査結果等の集計表(イメージ)

【見直し前】

I 事業活動収入	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収入	千円	%
		(2) 利用料収入	...
	(3) 補助事業等収入	...	
	(4) 国庫補助金等特別積立金取崩額	ア	
	(5) その他	...	
II 事業活動支出	(1) 給与費%
	(2) 減価償却費%
	(3) 委託費%
	(4) その他%
III 事業活動外収入	(1) 借入金利息補助金収入	...	
	(2) 本部からの繰入金収入	...	
IV 事業活動外支出	(1) 借入金利息	...	
	(2) 本部への繰入金支出	...	
収入(①=I(1)+I(2)+I(3)+I(5)+III)		イ	
支出(②=II-I(4)+IV)		ウ	
収支差(③=①-②)		エ	才%



【見直し後】

I 事業活動収益	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収入	千円	%	
		(2) 利用料収入	...	
		(3) 補助事業等収入	...	
		(4) その他	...	
II 事業活動費用	(1) 給与費%	
	(2) 減価償却費%	
	(3) 委託費%	
	(4) 国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ア	...%	
	(5) その他%	
III 事業活動外収益	借入金利息補助金収入	...		
IV 事業活動外費用	借入金利息	...		
V 特別収益	本部からの繰入金収入	...		
VI 特別損失	本部への繰入金支出	...		
収益(①=I+III+V)		イ		
費用(②=II+IV+VI)		ウ		
収支差(③=①-②)		エ	才%	

(参考) 社会福祉法人の新会計基準

- 社会福祉法人では、平成27年度より全ての法人が新会計基準に移行されたところであるが、国庫補助金等特別積立金取崩額の取扱いについて、旧会計基準では、事業活動計算書の事業活動収入に計上することとされていたが、新会計基準では、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上することとされた。

旧会計基準

		勘定科目	本年度決算
事業活動収入の部	収入	介護保険収入	
		自立支援費等収入	
		利用料収入	
		措置費収入	
		運営費収入	
		・	
		・	
		・	
		寄付金収入	
		雑収入	
借入金元金償還補助金収入			
引当金戻入			
国庫補助金等特別積立金取崩額	×××		
		事業活動収入 計	
支出の部	支出	人件費支出	
		事務費支出	
		事業費支出	
		減価償却費	
		・	



新会計基準

		勘定科目	本年度決算	
サービス活動増減の部	収益	・		
		・		
		経常経費寄付金収益 その他の収益		
			サービス活動収益 計	
	費用	サービス活動増減の部	人件費	
			事業費	
			事務費	
			就労支援事業費用	
			・	
			・	
・				
利用者負担軽減額				
減価償却費				
国庫補助金等特別積立金取崩額			▲ ×××	
徴収不能額				
徴収不能引当金繰入				
その他の費用				
		サービス活動費用 計		

論点5 その他

論 点

- 標本の抽出方法等に関して、
 - ・ 障害サービス事業所は小規模事業所が多いため、定員規模も考慮した抽出とすることについて、どう考えるか。
 - ・ 休廃止事業所(事業者指定は受けているがサービス提供実績がない事業所等)について、母集団名簿から抽出する段階で除外する方策として、どのようなことが考えられるか。

(参考1)過去の経営実態調査における有効回答率

平成20年度 39.2% 平成23年度 41.3% 平成26年度 33.2%

(参考2)調査回答に占める休廃止事業所の割合(H26年経営実態調査)

$2,588\text{か所(休廃止事業所)} \div 18,387\text{か所(調査票配布事業所数)} = 14.1\%$

- 地方自治体の協力を得て、より具体的な現場の経営実態を把握する方策として、どのようなことが考えられるか。



<p>第1回検討会での主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害固有の状況として、休廃止事業所が多く、不必要に有効回答率が低くなっているのであれば、事前に名簿から対象外にするということを行ってもいいのではないか。 ・ 事業規模が大きいところは、体制もしっかりしていて回答率が高く、規模の経済性が働くため経営が安定しているところが多いため、収支差が高めに偏りがちになる。このため、事業規模に配慮した層化抽出を検討すべきではないか。
---------------------	---



<p>対応案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>記入者負担の軽減や、誤記入防止等を図る観点から、例えば、社会福祉法人については、新会計基準に基づく事業活動計算書(P/L)の勘定科目と調査票の記載項目の対応イメージを提示するなど、事業者が適切に回答できるよう工夫することとしてはどうか。</u> ◆ <u>また、事業規模を考慮した抽出を行うとともに、休廃止事業所をあらかじめ除外する方策として、国保連データにおける請求事業所の名簿を活用することとしてはどうか。</u>
------------	---

(参考資料①)障害福祉サービス等経営実態調査の概要

	H26障害福祉サービス等経営実態調査
調査目的	各障害福祉サービス等の収支状況、従事者数、給与等の実態を把握し、障害福祉サービス等報酬の改定の議論のための基礎資料を得ることを目的とする。
調査時期	平成26年4月 (平成25年度決算における収支の状況)
全事業所数	106, 585施設・事業所数
調査客対数	15, 799施設・事業所(全事業所数に占める割合:14. 8%)
有効回答数	5, 239施設・事業所(全事業所数に占める割合:4. 9%)
有効回答率	33. 2%

(参考資料②) その他の制度との比較

	障害福祉サービス等経営 実態調査	介護事業経営 実態調査	介護事業経営 概況調査	医療経済実態調査 (医療機関等調査)
調査対象	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児入所施設、障害児通所支援事業所	介護保険施設、居宅介護サービス事業者(介護予防含む)、地域密着型サービス事業所(介護予防含む)	介護保険施設、居宅介護サービス事業者(介護予防含む)、地域密着型サービス事業所(介護予防含む)	病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局
調査周期	3年周期	3年周期	3年周期	2年周期
調査時期	4月	4月	7月	6月
調査対象期間	直近の事業年(度)の1年間の状況を調査	調査年の3月の1か月の状況を調査	直近の事業年(度)の1年間の状況を調査	直近の2事業年度の2年間の状況を調査
調査方法	郵送+電子調査	郵送+電子調査	郵送+電子調査	郵送+電子調査
調査対象施設数	15,799か所(H26年)	33,339か所(H26年)	15,679か所(H25年)	8,983か所(H25年)
有効回答数	5,239か所(H26年)	16,145か所(H26年)	6,540か所(H25年)	4,812か所(H25年)
有効回答率	33.2%(H26年)	48.4%(H26年)	41.7%(H25年)	53.6%(H25年)
公表時期	調査年の10月	調査年の10月	調査年の12月	調査年の11月
抽出率	行動援護、就労継続支援A型 1/2 就労移行支援、放課後デイ 1/4 居宅介護 1/20 等 サービスの種類により1/1~1/20	介護老人福祉施設 1/4 訪問介護・通所介護 1/5 居宅介護支援、認知症対応型 共同生活介護 1/10 等 サービスの種類により1/1~1/10	老人福祉施設、老人保健施設 1/4 訪問介護、通所介護 1/20 居宅介護支援、認知症対応型 共同生活介護 1/10 等 サービスの種類により1/1~1/40	病院 1/3(特定機能病院、 歯科大学病院、こども病院 は1/1) 一般診療所 1/20 歯科診療所 1/50 保険薬局 1/25